

(写)

4 三総政第532号

令和5年2月17日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

### 議案の送付について

令和5年第1回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第2号 三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 三鷹市防災会議条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について
- 議案第13号 令和4年度三鷹市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第14号 令和4年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 令和5年度三鷹市一般会計予算
- 議案第16号 令和5年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

- 議案第17号 令和5年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算  
議案第18号 令和5年度三鷹市介護保険事業特別会計予算  
議案第19号 令和5年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第20号 令和5年度三鷹市下水道事業会計予算

議案第 2 号

三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例

三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（三鷹市議会による諮問）

第17条 前3条の規定は、三鷹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三鷹市条例第29号。以下「議会条例」という。）第45条、第50条及び第51条の規定による諮問について準用する。この場合において、第14条第2項中「実施機関」とあるのは「三鷹市議会」と、第15条第5項中「前項」とあるのは「議会条例第50条」と、前条第2項中「実施機関」とあるのは「三鷹市議会」と読み替える。

2 議会条例第45条の規定による諮問を受けた審査会の調査審議の手続については、行政不服審査法第74条から第79条まで（第78条第4項及び第5項を除く。）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

三鷹市議会の個人情報の保護に関する条例が制定され、三鷹市個人情報保護審査会等の市長の附属機関への諮問について規定されたことに伴い、当該諮問に関する規定を整備するため、本案を提出します。

議案第3号

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

三鷹市印鑑条例（昭和50年三鷹市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「次に掲げる方法」を「多機能端末機（本市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者が自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に発行する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用してその暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号をいう。）を入力する方法」に改め、同項各号を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### 提案理由

自動交付機のサービス終了に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第4号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を削る。

別表第2中

「

都内	1,500円
都外	3,300円

」

を

「

3,300円
--------

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 日当は、宿泊を要しない出張については、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国内旅行の日当を見直すため、本案を提出します。



議案第5号

三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年三鷹市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊を要しない出張については、支給しない。

第10条ただし書を削る。

第12条を次のように改める。

### 第12条 削除

第18条第2項から第4項までを削る。

別表第1中

「

都内	750円
都外	2,200円

」

を

「

	2,200円
--	--------

」

に改め、同表備考を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

内国旅行の日当等を見直すため、本案を提出します。

議案第6号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表第1及び別表第2中「自動交付機又は」を削る。

別表第2の104の項中

「

(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）

4,700円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）  
（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）の額に共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）及び非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。また、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）

(ア) 住戸ごとの申請の場合

a 申請戸数が1戸のもの

4,700円

b 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの

9,400円

c 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの

1万6,000円

d 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの

2万7,000円

e 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの

4万5,000円

f 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの

8万2,000円

g 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの

13万1,000円

h	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
i	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
(イ)	一の建築物の申請の場合	
a	住戸の部分	
(a)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
(b)	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
(c)	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円
(d)	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円
(e)	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円
(f)	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
(g)	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円
(h)	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
(i)	建築物の総戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
b	共用廊下等の部分	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
(c)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(d)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(e)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	

のもの

12万6,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの

16万円

(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの

20万円

c 非住宅の部分

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,300円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

1万6,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

2万6,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

8万円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの

12万6,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの

16万円

(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの

20万円

を  
「

(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）

4,700円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）

(7) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）

a 建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
b 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
c 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円
d 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円
e 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円
f 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
g 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円
h 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
i 建築物の総戸数が301戸以上のもの	18万5,000円

(イ) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	12万6,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	



	16万円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	20万円
(ウ) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	9,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	1万6,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	2万6,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	8万円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	12万6,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	16万円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	20万円

に、  
「

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

3万5,000円

イ 共同住宅等（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。また、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）

(ア) 住戸ごとの申請の場合

a 申請戸数が1戸のもの

	3万5,000円
b 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
c 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
d 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
e 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
f 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
g 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
h 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
i 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	60万円
(イ) 一の建築物の申請の場合	
a 住戸の部分	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	3万5,000円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円

b 共用廊下等の部分

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
10万9,000円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
13万8,000円
- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
18万円
- (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
28万円
- (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの  
35万9,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの  
42万9,000円
- (g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの  
50万円

c 非住宅の部分

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
24万2,000円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
30万円
- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
38万4,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
54万6,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの  
67万円
- (f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの

を  
「

	78万9,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	90万円
」	
(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	
	2万1,000円
(イ) 誘導仕様基準以外による場合	
	3万5,000円
イ 共同住宅等	
(ア) 住戸の部分	
a 誘導仕様基準による場合	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	
	2万1,000円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	
	3万9,000円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	
	5万6,000円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	
	8万円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	
	12万円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	
	18万2,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	
	26万1,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	
	34万円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	
	39万円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	

	3万5,000円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円
(イ) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13万8,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	35万9,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	42万9,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	50万円

(ウ) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24万2,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	67万円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	90万円

に改め、同表の105の項中

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
ア 一戸建て住宅	3,300円
イ 共同住宅等（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。また、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）	
(ア) 住戸ごとの申請の場合	
a 申請戸数が1戸のもの	3,300円
b 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	

	6,600円
c 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
d 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
e 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
f 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
g 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
h 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
i 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
(イ) 一の建築物の申請の場合	
a 住戸の部分	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	

	6,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	8万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	14万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	8万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	



14万円

を  
「

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
ア 一戸建て住宅	3,300円
イ 共同住宅等	
(ア) 住戸の部分	
a 建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
b 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
c 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
d 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
e 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
f 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
g 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
h 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
i 建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
(イ) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	8万8,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	14万円
(7) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	8万8,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	14万円

に、  
「

- (2) (1)以外の場合  
ア 一戸建て住宅

1万8,000円

イ 共同住宅等（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。また、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）

(7) 住戸ごとの申請の場合

- |                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| a 申請戸数が1戸のもの                          | 1万8,000円  |
| b 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの     | 3万7,000円  |
| c 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの    | 5万2,000円  |
| d 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの   | 7万4,000円  |
| e 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの   | 10万8,000円 |
| f 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの  | 15万9,000円 |
| g 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの | 22万1,000円 |
| h 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの | 29万1,000円 |
| i 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの       | 34万2,000円 |

(イ) 一の建築物の申請の場合

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| a 住戸の部分                   |           |
| (a) 建築物の総戸数が1戸のもの         | 1万8,000円  |
| (b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの   | 3万7,000円  |
| (c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの  | 5万2,000円  |
| (d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの | 7万4,000円  |
| (e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの | 10万8,000円 |

(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7万2,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	20万5,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	24万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	29万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	12万3,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	36万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	42万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円

を  
「

(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 誘導仕様基準による場合	1万5,000円
(イ) 誘導仕様基準以外による場合	1万8,000円
イ 共同住宅等	
(ア) 住戸の部分	
a 誘導仕様基準による場合	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	1万5,000円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	2万7,000円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	4万円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	5万6,000円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	8万5,000円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	12万8,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	18万4,000円

(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	24万1,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	27万8,000円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 建築物の総戸数が1戸のもの	1万8,000円
(b) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円
(c) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
(d) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
(e) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
(f) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
(g) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
(h) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
(i) 建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
(イ) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7万2,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	

	20万5,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	24万7,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	29万円
(ウ) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	12万3,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	15万4,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	19万8,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	29万円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	36万1,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万7,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	49万1,000円

に改め、同表の119の項中

「

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について34の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに20の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の項又は36の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、申請建築物（同項に規

」

定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額(共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。))

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅

5,100円

イ ア以外の建築物(同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。)

(7) 住戸ごとの申請の場合

a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万1,000円

c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

4万6,000円

d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

8万1,000円

(i) 一の建築物の申請の場合(住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。また、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。)

a 住宅部分

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万1,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

4万6,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

8万1,000円

b 非住宅部分



(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円
(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円

イ ア以外の建築物（同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）

(ア) 住戸ごとの申請の場合

a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円

(イ) 一の建築物の申請の場合（住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。また、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。）

a 住宅部分

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6万9,100円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

11万6,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

19万6,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

28万1,000円

b 非住宅部分でモデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

8万7,100円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

11万700円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

14万5,700円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

23万5,700円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

30万9,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

37万1,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

43万5,000円

- c 非住宅部分で標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算出した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合

を  
「

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について34の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに20の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の項又は36の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、誘導仕様基準以外による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しない額とする。）

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅

5,100円

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万1,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

4万6,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

8万1,000円

(イ) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(ア) 誘導仕様基準による場合

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,000円

(イ) 誘導仕様基準以外による場合

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

	6万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	11万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	17万9,000円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未	

満のもの

37万1,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

43万5,000円

b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合

に改め、同表の120の項中

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について34の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに20の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の項又は36の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この項の規定により算出した額）、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）とする。）

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅

3,700円

イ ア以外の建築物（同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。）

(ア) 住戸ごとの申請の場合

a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6,900円

b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1万5,000円

c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

	3万2,000円
d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円
(イ) 一の建築物の申請の場合（住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。また、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。）	
a 住宅部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万5,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万2,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円
b 非住宅部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円
(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円
(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円
イ ア以外の建築物(同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。)	
(ア) 住戸ごとの申請の場合	
a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13万8,000円
d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円
(イ) 一の建築物の申請の場合(住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。また、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。)	
a 住宅部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円



b 非住宅部分でモデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
c 非住宅部分で標準入力法等による場合	

を  
「

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について34の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに20の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の項又は36の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この項の規定により算出した額）とし、誘導仕様基準以外による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場

合は、当該共用部分の額は加算しない。)とし、誘導仕様基準による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しない額とする。)

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅

3,700円

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6,900円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1万5,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

3万2,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

5万7,000円

(イ) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6,900円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1万1,800円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1万9,100円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

5万6,400円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

9万円

f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

11万3,000円

g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

14万1,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	
(ア) 誘導仕様基準による場合	
a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,000円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,000円
(イ) 誘導仕様基準以外による場合	
a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円
イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 誘導仕様基準による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万3,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万5,000円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円
(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法による場合	

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
b 標準入力法等による場合	

に改め、同表の121の項中「住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額（住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とする。ただし、」を削り、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「一の建築物の」を削り、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。」の右に「又は誘導仕様基準」を、「共用部分の額を加算しない」の右に「額とする」を加え、「性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「(ウ)仕様基準」の右に「又は誘導仕様基準」を加え、「同項第3号に定める基準による場合をいう。）による場合」を「同項第3号に定める基準をいう。）による場合」に改め、「c仕様基準」の右に「又は誘導仕様基準」を加え、同表の備考3中「119の項(2)のイの(イ)のc」を「119の項(2)のイの(イ)のb」に、「120の項(2)のイの(イ)のc」

を「120の項(2)のイの(イ)のb」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 令和5年6月1日

(2) 別表第1の1の項、6の項及び10の項並びに別表第2の1の項中「自動交付機又は」を削る改正規定 令和6年1月1日

##### (経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の三鷹市手数料条例別表第2の105の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の三鷹市手数料条例別表第2の120の項の規定は、なおその効力を有する。

##### (多機能端末機による交付の特例)

4 令和7年3月31日までの間、別表第1の1の項、6の項及び10の項の規定の適用については、多機能端末機による交付の場合にあっては、各項中「200円」とあるのは「100円」とし、別表第2の1の項の規定の適用については、多機能端末機による交付の場合にあっては、同項中「350円」とあるのは「250円」とする。

## 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正を踏まえ、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等について、共同住宅等の住戸単位での認定制度の廃止に伴い、手数料の規定を削除するとともに、誘導仕様基準の新設に伴い、手数料を定めるほか、自動交付機のサービス終了に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第7号

三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

三鷹市子ども・子育て会議条例（平成25年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条番号を改めるため、本案を提出します。



議案第8号

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年三鷹市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。以下「対象者負担額」という」及び「から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額」を削る。

第8条の見出し中「一部負担金相当額等」を「食事療養標準負担額」に改め、同条中「別表に規定する一部負担金相当額及び」を削り、「場合は」を「場合に限り、」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

通院時の一部負担金相当額を撤廃するため、本案を提出します。

議案第9号

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年三鷹市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「。以下「対象者負担額」という」及び「から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額」を削る。

第7条の見出し中「一部負担金相当額等」を「食事療養標準負担額」に改め、同条中「別表に規定する一部負担金相当額及び」を削り、「場合は」を「場合に限り、」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

通院時の一部負担金相当額を撤廃するため、本案を提出します。

議案第 10 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額及び出産育児一時金を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 11 号

三鷹市防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市防災会議条例の一部を改正する条例

三鷹市防災会議条例（昭和38年三鷹市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第3条第6項中「35人」を「40人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

委員総数の拡充により、関係機関の多様な意見を広く取り入れるとともに、平時からの連携体制を強化し、地域の防災力の向上を図るため、本案を提出します。



議案第 12 号

三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市福祉Laboどんぐり山 三鷹市大沢四丁目8番8号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団	令和5年4月 1日から令和 9年3月31日 まで

### 提案理由

三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 13 号

令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 9 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 14 号

令和 4 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 15 号

令和 5 年度三鷹市一般会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 16 号

令和 5 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 17 号

令和 5 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



議案第 18 号

令和 5 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 19 号

令和 5 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 20 号

令和 5 年度三鷹市下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝